

| 事前に備えるべき目標                           |     | 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)                                |
|--------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------|
| 7<br>制御不能な複合災害・二次災害を発生させない           | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                         |
|                                      | 7-2 | 海上・臨海部の大規模災害の発生                                       |
|                                      | 7-3 | 沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺                            |
|                                      | 7-4 | 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生    |
|                                      | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出                                         |
|                                      | 7-6 | 農地・森林等の被害による土地の荒廃                                     |
| 8<br>社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                      |
|                                      | 8-2 | 地域住民を始めとした復興を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
|                                      | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態              |
|                                      | 8-4 | 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ                                |
|                                      | 8-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失         |
|                                      | 8-6 | 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                   |
|                                      | 8-7 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による地域経済への甚大な影響、企業流出と人口減少        |

脆弱性評価の実施イメージ

|               |     |                           | 施策分野(第7次西尾市総合計画後期基本計画基本目標) |       |                 |        |          |        | リスクシナリオごとの評価 |
|---------------|-----|---------------------------|----------------------------|-------|-----------------|--------|----------|--------|--------------|
|               |     |                           | ①産業振興                      | ②社会基盤 | ③子育て・教育・文化・スポーツ | ④健康・福祉 | ⑤自然環境・生活 | ⑥市民・行政 |              |
| 起きてはならない最悪の事態 | 1-1 | 建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               | 1-2 |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               | 1-3 |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               | ゝ   |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               | 8-6 |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               | 8-7 |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               |     |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               |     |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               |     |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |
|               |     |                           |                            |       |                 |        |          |        |              |

横断的分野ごとの評価

施策分野ごとの評価

計画の見直しについて

本計画の推進期間(計画期間)は、令和2年(2020年)8月から令和7年(2025年)度末までとします。その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行います。



問合せ先

西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当  
電話：0563-65-2137(直通)・0563-65-2138(直通)

# 西尾市 国土強靱化地域計画

災害に強く、夢や希望の持てるワクワクする西尾市

概要版

国土強靱化とは

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきました。その反省を踏まえ、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうしたことから、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年(2013年)12月11日公布・施行)」(以下「基本法」という。)に基づき、平成26年(2014年)6月に国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

また、愛知県においても、平成28年3月に「愛知県地域強靱化計画」を公表し、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を目的とした対策を進めています。

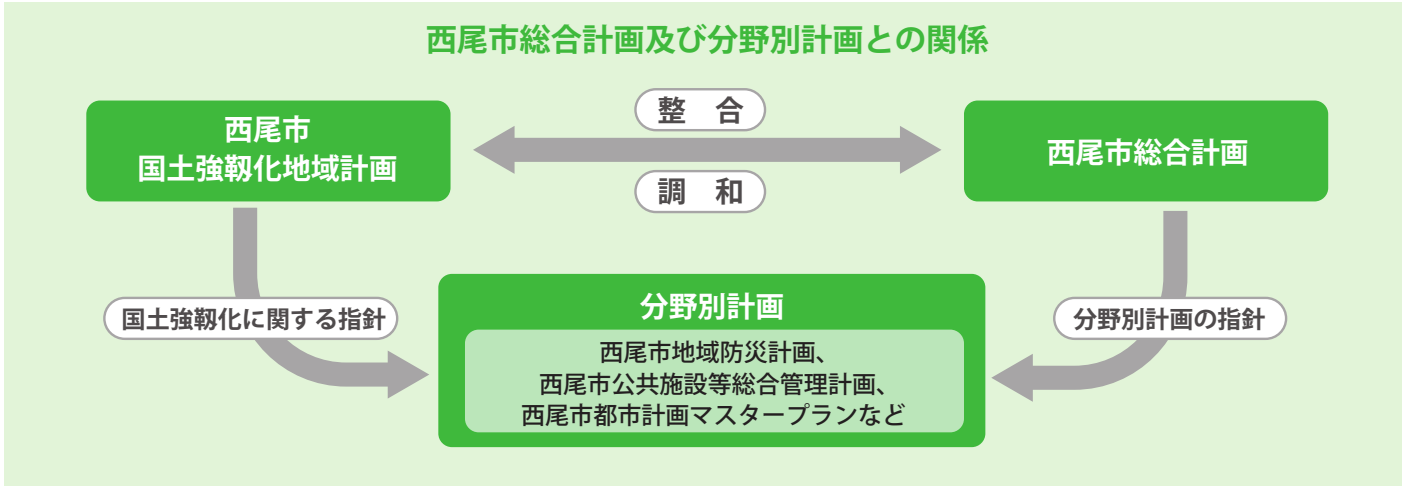


本市における計画の策定趣旨

- 本市では、平成29年(2017年)度に第7次西尾市総合計画後期計画を策定し、6つの基本目標の一つとして「安全とうるおいのある環境づくり」を掲げ、安心・安全なまちづくりを進めています。
- 一方、国では平成30年(2018年)に基本計画を見直し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を位置づけるなど、地方自治体に対しても国土強靱化に向けた総合的で重点的な取組を促進しています。
- 西尾市国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)は、こうした背景を受け、防災・減災対策の取組を念頭においたうえで、今後の本市の強靱化に関する施策を国並びに愛知県の国土強靱化に関する政策との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域及び民間事業者などの関係者と連携の下、総合的・計画的に推進する指針として策定するものであります。

計画の位置づけ

- 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものです。そのため、基本計画に示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画との調和を保ちつつ(基本法第14条)、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図ります。
- また、本計画は、市の最上位計画となる「西尾市総合計画」と並列の位置付けとし、整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画の指針となるものです。



基本目標

- 基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げる基本目標との協調を図り、次の4つの基本目標を位置づけます。

市民の生命を最大限守る。

1

市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。

3

地域及び社会の重要な機能を維持する。

2

迅速な復旧復興を可能とする。

4

強靱化施策の基本的な考え方

- 地域特性を踏まえ、地震や津波などの大規模自然災害等を想定リスクとし、本市を強靱化するために必要な事項を明らかにするため、8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。
- さらに、40の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。
- これをもとに、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行い、その結果に基づき、強靱化施策の推進方針、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握のための重要業績指標(KPI)を定めました。

| 事前に備えるべき目標                                          | 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 直接死を最大限防ぐ                                         | 1-1 建物の倒壊や家具の転倒等による多数の死傷者の発生<br>1-2 市街地や不特定多数が集まる施設などにおける大規模火災による多数の死傷者の発生<br>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生<br>1-4 市街地の浸水や暴風による多数の死傷者の発生<br>1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生<br>1-6 疫病・感染症等による多数の死者の発生                                                                              |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する    | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止<br>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生<br>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足<br>2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱<br>2-5 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺<br>2-6 疫病・感染症等の大規模発生<br>2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する                                   | 3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱<br>3-2 市職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する                          | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止<br>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態<br>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態                                                                                                                                                 |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 5-1 経営資源の被災等により事業継続が不可能となる事態<br>5-2 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響<br>5-3 食料等の安定供給の停滞<br>5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響                                                                                                                                                       |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止<br>6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止<br>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止<br>6-4 鉄道等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止<br>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全                                                                                    |